

取扱注意

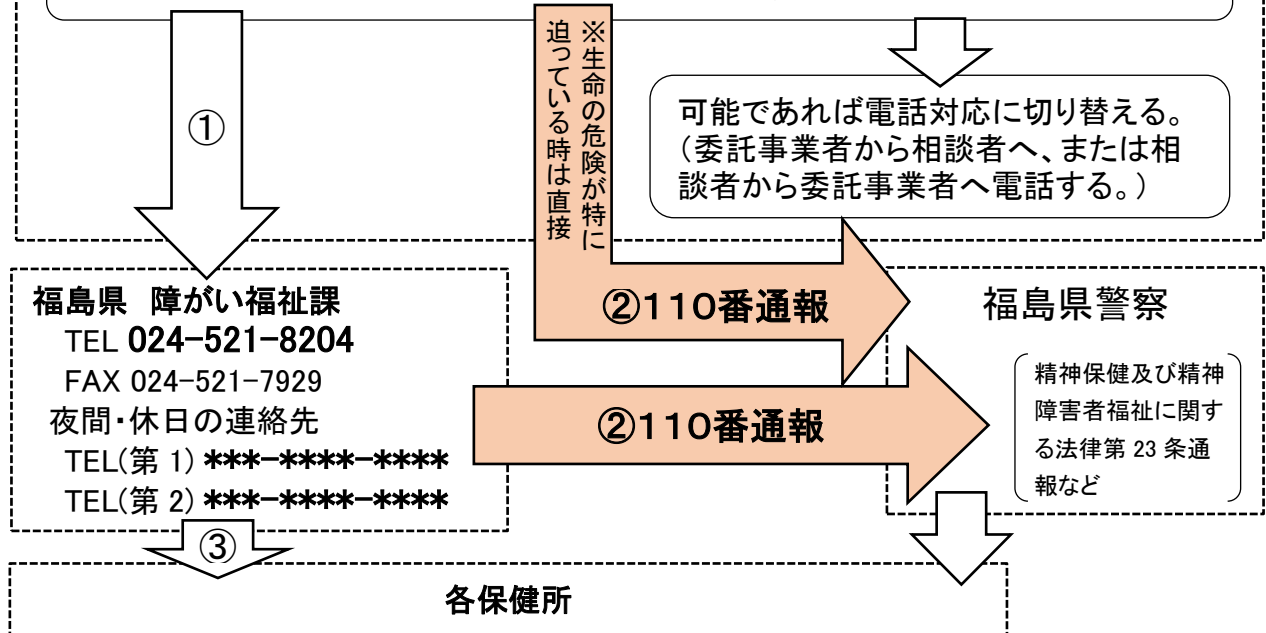
自殺対策 SNS 相談運營業務緊急連絡網

1 身元(氏名、住所)、現在地を特定している場合の対応

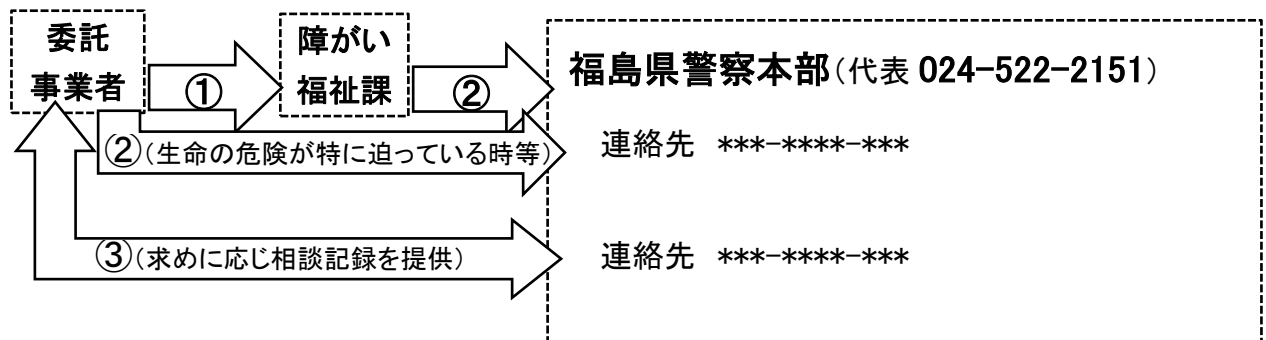
委託事業者

(\*\*\*\*\* )

相談者が自殺をほのめかすなど、相談者本人の命が危険な状況にある可能性があり、緊急対応が必要であると委託事業者が判断した場合



2 身元(氏名、住所)、現在地を特定できていない場合の対応



※ 対応中に相談者の身元(氏名、住所)、現在地を特定できた場合、障がい福祉課(または委託事業者)は、追加の情報について県警察本部に連絡するとともに、対象者の情報及び23条通報が行われる可能性等について管轄する保健所に連絡する。